

「難病医療費助成事務に係る労働者派遣業務」プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

難病医療費助成事務（※）に係る労働者派遣業務

※難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に基づく特定医療費の支給認定等に関する事務をいう。

(2) 事業目的

難病医療費助成事務は、受給者の継続的な増加により、保健予防課および各県保健所での業務量が増大している。そこで、事務の流れを抜本的に見直し、最繁忙期の受給者証更新時期において一部業務を委託することで業務の効率化を図り、職員が本来取り組むべき専門的業務に対してより注力できる体制を目指す。

(2) 内 容

別添「難病医療費助成事務に係る労働者派遣業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

なお、プロポーザルを実施することから、最優秀提案者の提案内容に応じ、仕様書の内容を追加・修正することがある。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

※派遣労働者が各履行場所で業務を実施する期間は以下のとおりとする。

- ・ 福井県保健予防課：令和8年7月1日（水）～令和8年12月31日（木）
- ・ 各県保健所：令和8年7月1日（水）～9月30日（水）

(4) 履行場所

福井県庁（福井県健康福祉部健康医療局保健予防課疾病対策グループ）

各県保健所（福井保健所、坂井保健所、奥越保健所、丹南保健所（鯖江庁舎）、丹南保健所（武生庁舎）、二州保健所、若狭保健所）

(5) 委託契約金額の上限

29,676,000円以内（消費税および地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる事項のすべてを満たす者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- (3) 県の指名停止措置を受けている者でないこと
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破

産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと

- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること
- (6) 福井県内に本店、支店または営業所等の事業所を有している者であること
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 過去3年間の団体の事業等において、法律に違反して処罰を受けていないこと。
- (9) その他、県との協議に対し、柔軟かつ真摯に対応できること。

3 プロポーザル審査会実施の手続き

(1) スケジュール

ア 公告開始	令和8年4月1日（水）
イ 実施内容等に関する質問書提出期限	令和8年4月15日（水）午後5時まで
ウ 審査会参加表明書の提出期限	令和8年4月15日（水）午後5時必着
エ 受審資格認定通知	令和8年4月20日（月）まで
オ 質問に対する回答	令和8年4月22日（水）まで
カ 企画提案書の受付期限	令和8年5月11日（月）午後5時必着
キ プロポーザル審査会	令和8年5月中旬（別途通知）
ク 審査結果の通知・公表	令和8年5月下旬予定

(2) 実施要領等の配布場所

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課疾病対策グループ（福井県庁3階）
（配布時間：午前9時～午後5時、土・日・祝日を除く。）

実施要領等は、以下の福井県庁ウェブサイトからダウンロードして入手してください。なお、郵送等での配布は行いません。

*実施要領等のURL

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc//kenkou/nanbyo-outsourcing.html>

(3) 実施要領等に係る質問書の受付および回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザル審査会に参加するにあたって質問事項がある場合は、令和8年4月15日（水）午後5時までに質問書（様式1）を福井県健康福祉部健康医療局保健予防課疾病対策グループあてに電子メール（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）にて提出してください。

② 回答

参加表明書を提出したすべての者に、電子メールにより令和8年4月22日（水）までに回答します。

(4) プロポーザル審査会への参加表明

① 提出書類および部数

ア 参加表明書 1部（様式2）

イ 福井県競争入札参加資格決定通知（写）

ウ 会社概要説明書

（会社案内など福井県内にある事業所についての説明（所在地、電話番号を含む）があるもの）

エ 県税および国税の納税証明書

オ 本業務と同種または類似の事業実績を証する書類（申請の日までに履行したものであること）

② 提出方法

プロポーザル審査会の参加希望者は、令和8年4月15日（水）午後5時までに持参または郵送のいずれかの方法で、福井県健康福祉部健康医療局保健予防課疾病対策グループに提出してください。

持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合、締め切り日当日の午後5時までに保健予防課に到着したものを有効とします。電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

③ 受審資格の認定

ア 受審資格の認定は令和8年4月20日（月）までに書面（電子メールで送信）により参加希望者に通知します。

イ 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

I 受審資格の認定を受けられなかった参加希望者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。この場合においては、令和8年4月24日（金）午後5時までに説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書提出場所に提出しなければなりません。

II Iの書面の提出があった場合、県は、説明を求めた者に対して、令和8年5月1日（金）までに書面により回答します。

(5) 企画提案書の提出

(4)の③アにより参加資格があると確認された者は、「仕様書」に基づき、以下のとおり提案書を作成、提出してください。

なお、参加者は、1者につき1つの提案しか行うことができません。

ア 提出方法

令和8年5月11日（月）午後5時までに企画提案書を、持参または郵送のいずれかの方法で、福井県健康福祉部健康医療局保健予防課疾病対策グループに提出してください。

持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時までに保健予防課に到着したものを有効とします。郵送の場合、必ず「簡易書留」としてください。

なお、プロポーザル参加表明書を提出した場合であっても、提出期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

イ 提出部数

9部（正1部、副8部）

ウ 企画提案書に記載すべき内容

まず、本業務の目的を踏まえた上での取組姿勢やアピールポイントを記載し、次に下記項目について順に記載すること。

① 事業運営体制

- ・業務について会社全体としての運営体制
- ・緊急時等の運営体制にかかる対応（県との連携等）

② 人材確保

- ・人材育成の方法および人材を確保する方法
- ・派遣労働者等の突然の退職が発生した場合の対応

③ 情報セキュリティ

- ・情報セキュリティについて提案者の日常的な取組み
- ・本事業における個人情報保護および特定個人情報保護についての取組み
- ・情報事故発生時の対応方法
- ・過去5年間に個人情報漏えい事案があった場合は、その事案の概要（原因、漏洩した個人情報、漏洩および漏洩したおそれがある人数、漏洩に対する対応、再発

防止のための措置を具体的に記載すること。特に、国や他自治体での事案については必ず記載すること)

- ④ 事前準備作業期間中のスケジュール、運営体制
 - ・事前準備作業期間中の具体的なスケジュール、各勤務地との調整方法およびその他必要と考えられる作業
 - ・事前準備作業期間における会社としての運営体制等
 - ・派遣労働者に対する教育・研修、業務マニュアル等の作成、関係法令の確認等
- ⑤ 派遣期間中のスケジュール、運営体制
 - ・派遣労働者の業務実施期間における日常業務の管理（ミス防止および個人情報管理の観点から具体的に記載すること）
 - ・業務マニュアルの作成や修正方法
 - ・業務手法の変更等への対応方法
- ⑥ 業務履行実績
 - ・同様の業務の契約実績（発注者、対象人数、期間、業務範囲等を具体的に記載すること。特に、国や他自治体の実績については必ず記載すること）
 - ・これまでの実績の中で提案者が実施した事務改善を具体的に記載すること
- ⑦ 見積額
 - ・派遣労働者1人1時間当たりの単価（通勤手当、労働保険料、社会保険料および諸経費を含む）を記入の上、契約締結日から令和9年2月28日（日）までの契約期間全体の総額（消費税および地方消費税を含む。）を記入すること

※見積限度額を超えた場合は失格とします。

エ 項目毎の配点

項目	配点
① 事業運営体制	20点
② 人材確保	20点
③ 情報セキュリティ	15点
④ 事前準備作業期間中のスケジュール、運営体制	10点
⑤ 派遣期間中のスケジュール、運営体制	20点
⑥ 業務履行実績	10点
⑦ 見積額	5点
合計	100点

オ 企画提案書の様式、体裁

- ① 用紙サイズはA4判（一部A3判資料折込使用可）左綴じで統一してください。
- ② 企画提案書は全て片面で作成するものとし、表紙および目次を除き30ページ以内とします。なお、(5)ウ⑦の見積書も企画提案書に含めてください。
- ③ 提案内容は全て企画提案書に記述してください。企画提案書に記述が無い内容をプレゼンテーションにおいて提案された場合でも、当該提案は審査の対象になりません。

- ④ 副本のうち1部は、ホチキス止め等をしないで提出してください。
- ⑤ 令和8年5月11日（月）午後5時以降は、提案資料の追加や削除等の変更はできません。ただし、県から指示があった場合を除きます。

(6) プロポーザル審査会参加に際しての注意事項

① 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となることがあります。

- ア 次項「第4 審査に係る事項」における「難病医療費助成事務に係る労働者派遣業務」に係る企画審査委員会の審査員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ 選定委員会終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。

また、決定した製作物に関する著作権は県に帰属するものとします。

③ その他

- ア プロポーザル審査会参加者が共同体である場合は、その構成する法人が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。
- イ プロポーザル審査会参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出書類に不足がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあってはその補正を認めますが、企画提案書等の記載事項の変更、差し替えもしくは再提出など、当該範囲を超えるものにあっては、その補正を認めません。
- キ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

4 審査に係る事項

(1) 審査方法

「難病医療費助成事務に係る労働者派遣業務」に係る企画審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査し、最優秀提案を選出します。

(2) プロポーザル審査会

企画提案書の提出後、参加者によるプレゼンテーションを行います。

ア 日時および場所

・令和8年5月中旬頃（予定） 福井県庁

※開始時刻、場所の詳細については別途通知します。

イ 提案時間

・1者20分以内とします。

・提案後、質疑応答を約10分間実施します。

ウ 注意事項

・出席人数は1者につき3名以下とします。指定の時間に遅れた場合には、審査対象としません。

・プロジェクター等の視聴覚機器の使用を希望する場合は、企画提案書提出の際に御相談ください。なお、オンラインによるプレゼンテーションは認めません。

・各応募者は、他の応募者のプロポーザル提案を傍聴することができません。

(3) 結果通知

ア 審査結果の通知

審査結果は審査会の日から5営業日以内に全ての参加者へ文書で通知します。

イ 選定されなかった提案者に対する理由の説明

I 選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。この場合においては、説明を求める旨を記載した書面を審査結果通知日から5営業日以内に持参して、申請書提出場所に提出しなければなりません。

II 県は、説明を求めた者に対して、書面の提出のあった日から5営業日以内に書面により回答します。

5 契約の締結

(1) 契約の流れ

次の手順による。

ア 審査結果通知後、速やかに最優秀提案者と協議を行い、契約予定者を決定します。

イ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

ウ 契約予定者は、県と必要な協議が整った後、県が指定する期日までに改めて見積書を提出します。

エ 見積書の内容を精査の上、契約予定者と随意契約により委託契約を締結します。

なお、最優秀提案者と契約に至らなかった場合には、次点の提案者と契約を前提に協議を行います。

6 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県および受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了もしくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

7 その他

- (1) 提案に係る費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 県が交付した書類は、提案書作成以外の目的に利用することはできません。
- (3) 必要に応じて追加資料の提出などを求めることがあります。
- (4) 提案書等の書類は一切返却しません。
- (5) 提案書等について県民等から公開請求があった場合は、福井県情報公開条例に基づき、非公開情報を除き公開します。
- (6) プロポーザルにおいて使用する言語および通貨は、商標および固有名称を除き日本語および日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とします。

8 問合せ先

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課疾病対策グループ

住 所 〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

電 話 0776-20-0350

FAX 0776-20-0643

電子メールアドレス hoken-yobo@pref.fukui.lg.jp